

第3章

コロナ禍による提出の影響は？ 四半期報告書における IFRS開示状況

【この章のエッセンス】

● IAS 34号15 B項に掲げられている「重要な事象および取引」として最も多く開示されている注記は「偶発負債または偶発資産の変動」であり、開示している企業は51社であった。

● IAS 34号16項で求められるその他の開示のうち、最も多く開示されている注記は「金融商品の公正価値」であり、新たにIFRSを任意適用し、四半期報告書を開示した18社すべてが当該注記の開示を行っていた。

以降、2020年6月30日までの期間を対象として、四半期報告書においてIFRSに基づく四半期連結財務諸表を開示している218社につき、2020年6月30日までの四

半期のうち直近の四半期報告書を対象として、注記の開示状況を整理する。

「重要な事象および取引」の注記

第2章「期中財務報告書における注記」で解説したIAS 34号で求められる注記「重要な事象および取引」の開示状況について、解説する。

(1) 棚卸資産の正味実現可能価額までの評価減およびその戻入れ

「棚卸資産の正味実現可能価額までの評価減およびその戻入れ」(IAS 34号15 B項(a))については12社が開示を行っている(図表5、開示例1)。

(2) 金融資産、有形固定資産、無形資産、顧客との契約から生じた資産、またはその他の資産の減損による損失の計上およびその戻入れ

「金融資産、有形固定資産、無形資産、顧客との契約から生じた資産、またはその他の資産の減損による損失の計上およびその戻入れ」(IAS 34号15 B項(b))については、38社が開示を行っている(図表5、開示例2)。そのうち8社が有形固定資産、のれんおよび無形資産につき期首から四半期末までの増減明細のなかで、減損損失等の金額の開示を行っている。

(3) 有形固定資産項目の取得および処分

「有形固定資産項目の取得および

処分」(IAS 34号15 B項(d))については、37社が開示を行っている(図表5)。そのうち11社は年度末の開示と同様に、有形固定資産の期首から四半期末までの増減明細の内訳に取得および処分の金額を含めて開示を行っている(開示例2)。残り26社は有形固定資産の取得について、増減明細の内訳形式ではなく文章形式で開示を行っている(開示例3)。

(4) 有形固定資産購入に関する「ミットメント」

「有形固定資産購入に関するコミットメント」(IAS 34号15 B項(e))については、29社が開示を行っている(図表5、開示例4)。

(5) 関連当事者間取引

「関連当事者間取引」(IAS 34号15 B項(j))については、34社が開示を行っている(図表5、開示例5)。

(6) 金融商品の公正価値測定に使用される公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替

「金融商品の公正価値測定に使用される公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替」(IAS 34号15 B項(k))については、11社が開示を行ってい